

兵ト発第 58 号

公告第 571 号

公 告

任意継続被保険者にかかる標準報酬月額の上限について

健康保険法第47条2項ただし書きに規定する当健康保険組合の令和2年9月30日における全被保険者の報酬月額を平均した標準報酬月額は、つぎのとおりであるので公告する。

記

標準報酬月額 340,000円 日額 11,330円

この標準報酬月額は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する。

令和3年2月26日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理 事 長 瀧 川 高 章